

蒲郡市新型インフルエンザ等 対策行動計画

平成26年9月

《目 次》

I はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
2 本市行動計画の作成	1

II 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	3
2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	4
3 新型インフルエンザ等対策の実施上の留意点	5
4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	6
5 対策推進のための役割分担	7
6 市行動計画の主要6項目	9
(1) 実施体制	9
(2) 情報収集・情報提供・共有	9
(3) 予防・まん延防止	10
(4) 予防接種	11
(5) 医療	12
(6) 市民生活及び経済の安定の確保	13
7 発生段階	13

III 各発生段階における対策

1 未発生期

実施体制	15
情報収集・情報提供・共有	15
予防・まん延防止	16
予防接種	16
医療	16
市民生活及び経済の安定の確保	17

2 海外発生期

実施体制	18
情報収集・情報提供・共有	18
予防・まん延防止	19
予防接種	19
医療	19
市民生活及び経済の安定の確保	19

3 県内未発生期（国内発生早期以降）

実施体制	2 1
情報収集・情報提供・共有	2 1
予防・まん延防止	2 2
予防接種	2 2
医療	2 3
市民生活及び経済の安定の確保	2 3

4 県内発生早期

実施体制	2 4
情報収集・情報提供・共有	2 5
予防・まん延防止	2 5
予防接種	2 6
医療	2 6
市民生活及び経済の安定の確保	2 6

5 県内感染期

実施体制	2 8
情報収集・情報提供・共有	2 9
予防・まん延防止	2 9
予防接種	3 0
医療	3 0
市民生活及び経済の安定の確保	3 0

6 小康期

実施体制	3 2
情報収集・情報提供・共有	3 2
予防・まん延防止	3 3
予防接種	3 3
医療	3 3
市民生活及び経済の安定の確保	3 3

別紙1 発生段階ごとの主な対策の概要	3 4
--------------------	-----

参考資料

○用語解説	3 5
-------	-----

I はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスと抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持たないため、いったん新型インフルエンザが発生すると大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすおそれがある。

また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るために平成25年4月に施行された。

2 本市行動計画の作成

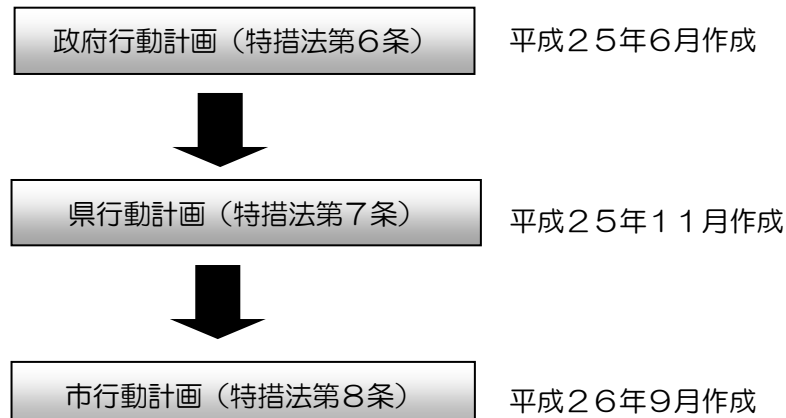
国は、特措法第6条に基づき、平成25年6月に、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成し、これを踏まえ、県は、特措法第7条に基づき、同年11月に「愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を作成した。そこで、本市においても特措法第8条に基づき、「蒲郡市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を作成した。

本市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や住民に対する予防接種の実施方法等を定めており、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応ができるよう対策の選択肢を示すものである。

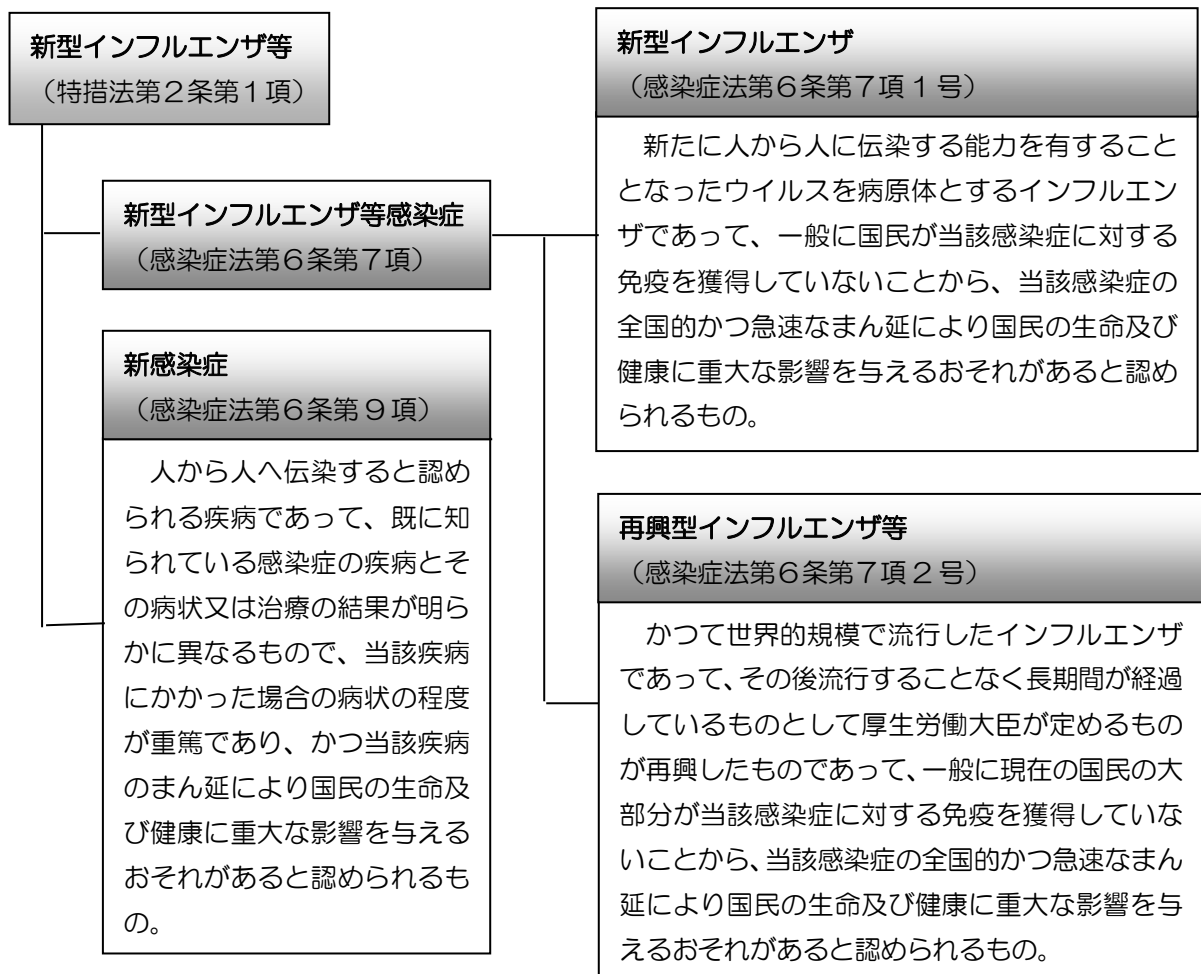
本市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである（P4参照 本市行動計画の対象とする感染症）。

- (1) 感染症法第6条第7項に規定する「新型インフルエンザ等感染症」（以下「新型インフルエンザ」という。）
- (2) 感染症法第6条第9項に規定する「新感染症」で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

《 行動計画等の体系 》



《 本市行動計画の対象とする感染症 》



Ⅱ 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等については、その発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国や本市への侵入も避けられないものと考えられる。

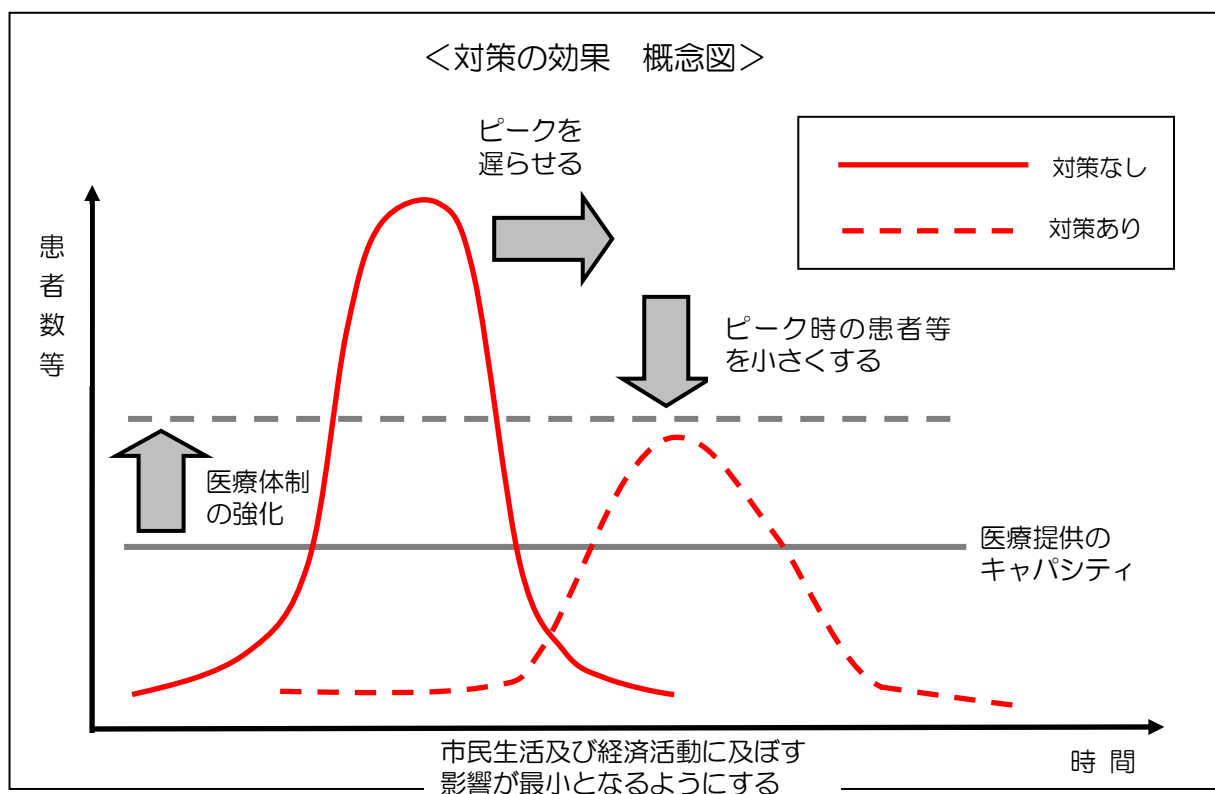
病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えることが予想される。このため、新型インフルエンザ等の発生にあたっては、患者が急速にまん延し、医療機関の対応能力を超えてしまうことのないように、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、次の2点を主たる目的として対策を講じていくものとする。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備等のための時間を確保する。
- 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする

- 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- 事業者等に対し、事業継続計画の作成・実施を働きかけ、医療の提供の業務又は市民生活及び経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。



2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。本市の行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

そこで、市では、県が県行動計画に基づき実施する対策と連携し、各種対策を総合的・効果的に組み合わせ、バランスの取れた実行を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性、感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものの内から、実施すべき対策を選択し決定する。

○**発生前の段階では、**関係機関との連携・協力を含め、全庁的な対応体制を整備し、関係機関等と事前に調整を行うとともに、具体的な行動が速やかに行えるよう整備をしていく必要がある。

○**海外で新型インフルエンザ等が発生した段階では、**直ちに対策実施のための体制に切り替える。新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を策定することが必要である。

○**国内の発生当初の段階では、**患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じては、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

なお、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については、その縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。

○**市内に感染が拡大した段階では、**国・県・市及び事業者等は相互に連携して、医療の確保や市民生活・経済の維持のために最大の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。事態によっては、地域の実情等に応じて、愛知県新型インフルエンザ等対策本部と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようし、医療機関を含めた現場が働きやすくなるような配慮・工夫を行う。

市民の生命及び健康に著しい重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイ

ルス薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員の罹患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、都道府県、市町村、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や国民一人ひとりが感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃から手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARS（重症急性呼吸器症候群）のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

3 新型インフルエンザ等対策の実施上の留意点

新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画、県行動計画及び本市行動計画に基づき、国、県と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

（1）基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとし、国及び県との連携のもと、検疫のための停留施設の使用、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用制限の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用等の実施にあたって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するための必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施にあたって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

（2）危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講じないこともあり得ることに留意する。

（3）関係機関相互の連携協力の確保

本市対策本部は、政府対策本部及び県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

（4）記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、本市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存する。

4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

市行動計画を策定するに際しては、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように想定した。

《政府行動計画の想定》

- 全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は、約1,300万人～約2,500万人と推計。
- 入院患者数及び死亡者数については、この推計値の上限である約2,500万人を基に、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用。
中等度を致死率0.53%（アジアインフルエンザ等のデータ）
重度を致死率2.0%（スペインインフルエンザのデータ）とした。
- 入院患者数、1日当たりの最大入院患者数、死亡者数は、医療機関受診患者数の推計の上限値を基として推計
- 1日当たりの最大入院患者数は、流行が各地域で約8週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布を試算した結果

《県行動計画の想定》

- 国の想定した罹患率や致死率等を県人口に当てはめ、被害想定した。
（全国人口に占める県人口比率約5.8%）

《市行動計画の想定》

- 県の想定した罹患率や致死率等を市人口に当てはめ、被害想定した。
（県人口に占める市人口比率1.1%）

《 新型インフルエンザ患者数の推計 》

	全 国 (1億2,806万人)		愛 知 県 (741万人)		蒲 郡 市 (8.2万人)	
医療機関を受診する患者数	約1,300万人～ 約2,500万人		約75万人～約145万人		約0.8万人～約1.6万人	
病原性の程度	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
入院患者数	約53万人	約200万人	約3.1万人	約11.6万人	約340人	約1,270人
1日最大入院患者数	約10.1万人	約39.9万人	約6,000人	約2.3万人	約60人	約250人
死亡者数	約17万人	約64万人	約1万人	約3.7万人	約100人	約400人

(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、次のような影響が一つの例として想定される。

○市民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患する。罹患者は、欠勤後1週間から10日間程度で治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。

○平成21年（2009年）に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）のピーク時に医療機関を受診した者は、国民の約1%と推定されていることから、ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられる。

さらに、従業員自身の罹患のほか、家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

5 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等は社会全体に影響を及ぼすものであり、その対策は、国、地方公共団体、医療機関、事業者、個人もそれぞれ役割を担う必要がある。新型インフルエンザ等対策を推進するにあたり、国、県が定めた関係機関等の役割は次のとおりである。

(1) 国の役割

新型インフルエンザ等が発生した時は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の体制を整備する責務を有する。

新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

- ・医薬品の調査・研究の推進
- ・諸外国との国際的な連携の確保

(2) 地方公共団体の役割

新型インフルエンザ等が発生したときは、国が示す基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

ア 県の役割

特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国が示す基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し的確に判断し対応する。

イ 本市の役割

市は、住民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチンの接種や生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。対策の実施にあたっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

(3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等の患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

(4) 指定（地方）公共機関の役割

新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(5) 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。新型インフルエンザ等の発生時には、事業継続計画に基づき、その活動を継続するよう努める。

(6) 一般事業者の役割

新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を及ぼすおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から一部の事業を縮小することが望まれる。特に不特定多数の者が集まる事業を行うものについては、感染防止のための措置の徹底が求められる。

(7) 個人の役割

新型インフルエンザ等の発生前から新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得て、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

6 市行動計画の主な対策（主要6項目）

本行動計画は、（１）実施体制（２）情報収集・情報提供・共有（３）予防・まん延防止（４）予防接種（５）医療（６）市民生活及び経済の安定の確保の6項目に分けて策定し、各項目の概要については以下のとおりとする。

（１）実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、地域全体の社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあることから、市全体の危機管理の問題として取り組む必要がある。国、県、市町村、事業者等が相互に連携を図り、一体となった取り組みを行うことが求められる。

ア 新型インフルエンザ等の発生前

蒲郡市新型インフルエンザ等対策本部幹事会（以下「市対策本部幹事会」という。）の枠組みを通じ、事前準備の進捗を確認し、関係部課間の連携を確保しながら、全庁一体となった取り組みを推進する。さらに、関係部署においては、県や事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

イ 新型インフルエンザ等の発生後

特措法に基づき国により新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が行われた場合には、速やかに市長を本部長とする「蒲郡市新型インフルエンザ等対策本部」（以下「市対策本部」という。）を設置し、対策にあたる。

ただし、緊急事態宣言が行われていない時点において県対策本部が設置された場合は、市対策本部を任意で設置する。

（２）情報収集・情報提供・共有

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、いずれの段階においても、国及び県と連携を図りつつ新型インフルエンザ等に関する様々な情報を収集し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとることが重要である。

ア 情報収集

- ① 情報収集にあっては、「未発生期」の段階においては、国等から提供される新型インフルエンザ等に関する情報に留意する。
- ② 「海外発生期」においては、発生している新型インフルエンザ等に関する国等の情報に常に留意する。
- ③ 国内発生後の県内での患者未発生期においては、県内及び市内発生の早期探知に加えて、国内の発生状況に関する情報を常に入手する。
- ④ 県内あるいは市内での患者発生以降においては、強力な感染防止策を実施するため、発生状況・感染状況を速やかに把握することが重要である。

イ 情報提供・共有

① 発生前における市民等への情報提供

新型インフルエンザ等の予防及びまん延防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、理解を得ることにより、発生時における市民の適切な行動につながる。特に、児童、生徒等に対しては、学校では集団感染が発生するなど地域における感染拡大の起点となりやすいことから、市民福祉部や教育委員会等は連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供することが必要である。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

② 発生時における市民等への情報提供及び共有

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、発生状況、対策の実施状況等について、患者等の人権に配慮しつつ、分かりやすい情報提供に努める。

市民への情報提供にあたっては、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

特に、医師会などの医療関係団体その他対策を行う保健所（県）をはじめ関係機関等とは迅速な情報の共有に努め、情報提供の際には緊密な連携を図る。また、迅速かつ正確な情報共有のための手段として、インターネット等を活用することも考慮する。さらに、県内・市内の発生状況や対策の実施状況等に関する情報については、県との共有に最大限の注意を払う必要がある。

③ 市民の情報収集の利便性向上

市民が情報収集する際の利便性向上のため、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、情報が届きにくい人にも配慮し、市のホームページの活用やマスメディアの協力を得るなど複数の媒体を用いる。また、必要に応じて、本市だけでなく、国、県、指定（地方）公共機関の情報などを集約し、総覧できるサイトを開設するよう努める。

(3) 予防・まん延防止

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策を決定若しくは実施している対策の縮小・中止を行う。

ア 主なまん延防止対策

① 新型インフルエンザ等の発生前から、市民及び事業者に対し個人にマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策の啓発を行う。

- ② 海外発生期には、国等で実施する防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、必要に応じて対策に協力する。また健康監視中に発症した場合は、保健所に設置される「帰国者・接触者相談センター」に連絡し指示を仰ぎ、感染を広げないよう不要な外出を控えることなど理解促進を図る。
- ③ 国内発生早期以降は、基本的な感染対策の徹底の周知を図る。対策を進めるにあたっては、国・県等の対策と連携、協力し進める。
- ④ 県内及び市内で発生した場合には、県が実施する感染対策に協力する。

(4) 予防接種

ワクチンの接種により、個人の発病や重症化を防ぐことで、受診患者を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

ア 特定接種

国が特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行う予防接種をいう。

① 対象者

- a 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの(以下「登録事業者」という。)のうち、これらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)
- b 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- c 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

② 接種順位

特定接種を実施するにあたっては、次の順を基本とする。

- a 医療関係者
- b 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- c 指定公共機関制度を中心とする基準による事業者(介護福祉事業者を含む)。
- d それ以外の事業者

③ 接種体制

①の対象者のうち a 及び b については国が実施主体となるが、c の地方公務員は当該地方公務員が所属する愛知県又は蒲郡市が実施主体となる。接種は原則として集団接種により実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう発生前から接種体制の構築を図る。

イ 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われている場合は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行う。

また、緊急事態宣言が行われていない場合は、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行う。

① 対象者

市内に居住する全ての者とする。

② 接種順位

接種順位は、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性により国から示される実施要領等に基づき接種を実施する。

a 医学的ハイリスク者

呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者（例：基礎疾患を有する者、妊婦等）

b 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む）

c 成人・若年者

d 高齢者（65歳以上の者）

ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群

③ 接種体制

住民接種は、市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

特定接種と住民接種の二つの予防接種全体の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などに応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定される。

(5) 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的に急速にまん延し、また市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素であり、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、県は地域において効率的・効果的に医療を提供できる体制を整備することとなり、市は県の要請に応じて体制整備に協力する。また、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に関する国からの情報については、医療機関等に迅速に周知するため、県の情報提供体制に協力する。

ア 医療体制の整備

新型インフルエンザ等が発生した場合、県は二次医療圏等の圏域を単位として、豊川保健所を中心として、地区医師会、薬剤師会、中核的医療機関、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を開催するなど地域の関係者との連携を図りながら医療体制の整備を推進する。市は、豊川保健所の要請に応じて体制整備に協力する。豊川保健所において「帰国者・接触者相談センター」が設置された場合、市はその周知等の協力を行う。

(6) 市民生活及び経済の安定の確保

新型インフルエンザは、ほとんどの人が免疫を持たないため、多くの市民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くといわれている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、市民生活及び経済活動の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び経済活動への影響が最小限となるよう、特措法に基づき、県、他の市町村、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者と事前に対応に向けた準備を行うとともに、一般の事業者や市民に対しても感染防止のための準備を呼びかけていく。

7 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて取るべき対応が異なることから、予め発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画は、海外や国内での発生状況を踏まえて、5段階に分類しており、政府対策本部が発生段階の移行を決定する。

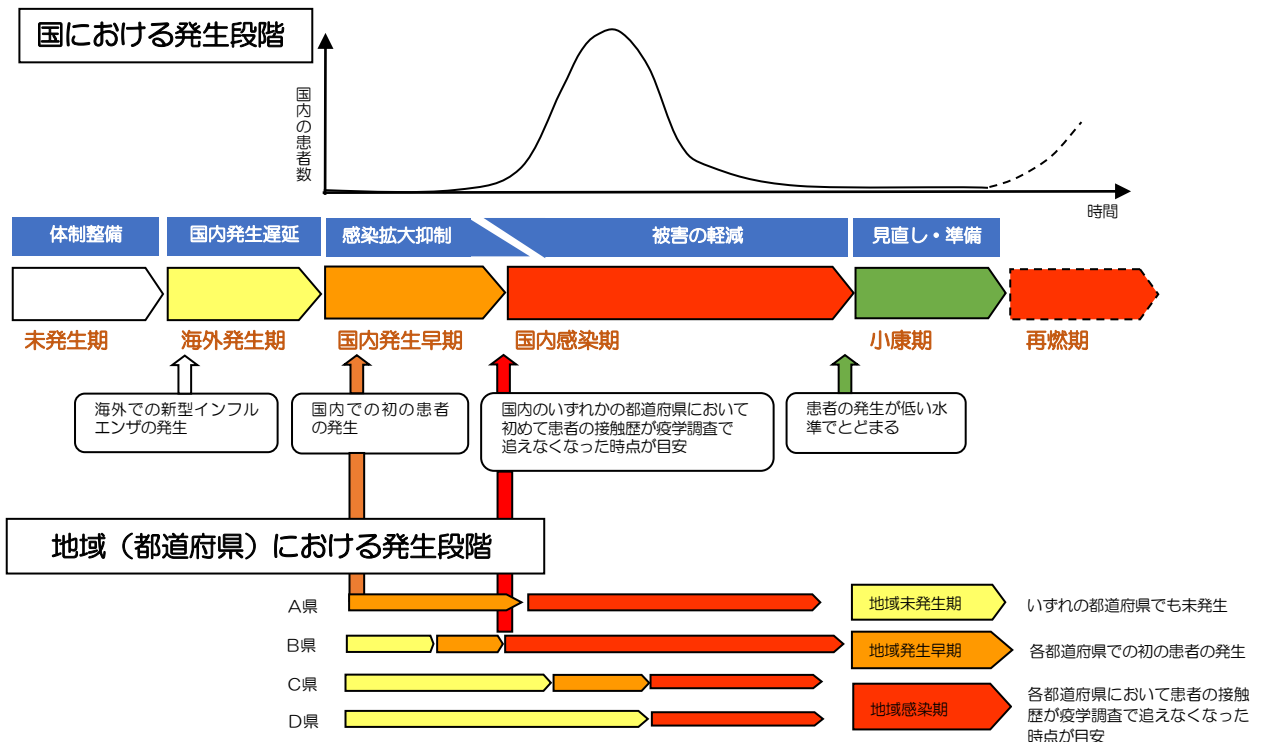
県行動計画では、地域での発生状況に応じて柔軟に対応する必要があることから、6段階に分類しており、県が必要に応じて国と協議の上で発生段階の移行を決定する。本市においては、国や県が定める段階を踏まえ、市内の状況及び必要に応じて周辺地域の状況を勘案して、市行動計画で定められた対策を実施する。

《 発生段階 》

政府行動計画	県行動計画・市行動計画
《 未発生期 》 新型インフルエンザ等が発生していない状態	
《 海外発生期 》 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
《 国内発生早期 》 国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	《 県内未発生期 》 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
《 国内感染期 》 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	《 県内発生早期 》 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、患者の接触歴を疫学調査で追える状態等
《 国内感染期 》 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	《 県内感染期 》 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態等 ※感染拡大～まん延～患者の減少
《 小康期 》 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

《 国及び県における発生段階 》

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



Ⅲ 各発生段階における対策

発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目について、個別の対策を定める。各発生段階における対策の概要は、次のとおりとする。

ただし、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、適切な対策を、国及び県と連携し柔軟に実施することが必要となる。

また、対策の実施や縮小・中止時期の判断については、国の方針に沿ったものとするとともに、県内の状況及び必要に応じて周辺地域の状況も勘案して行う。

1 未発生期

発生状況	1) 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 2) 海外において、鳥類等動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられない状況。
目的	1) 発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方	1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、常に警戒に努めるとともに、本行動計画等を踏まえ、国・県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施等、事前の準備を推進する。 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民への継続的な情報提供を行う。

(1) 実施体制

ア 市行動計画等の作成・見直し

特措法の規定に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画の策定を行い、必要に応じて随時見直しを行う。

イ 体制の整備及び連携強化

国や県、他の市町村等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、そして具体的な想定に基づく訓練を実施する。

(2) 情報収集・情報提供・共有

ア 継続的な情報の収集

国、県等が発信する新型インフルエンザ等に係る情報を収集する。

イ 継続的な情報提供

- ① 国、県等が発信する新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、市ホームページ等を利用して、継続的に分かりやすい情報提供を行う。
- ② マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の感染予防対策の啓発を行う。

ウ 相談窓口

市民からの一般的な問い合わせに対応する相談窓口の設置準備を進める。

(3) 予防・まん延防止

ア 対策実施のための準備

市民に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策について啓発するとともに、新型インフルエンザ等の発生段階に応じた対応について理解促進を図る。また、個人への周知に限らず、地域、職場、施設等広く周知を行う。

(4) 予防接種

ア 特定接種の準備

- ① 特定接種の対象となり得る本市職員等に対し、集団的接種を原則として、速やかに実施できるように接種体制を構築する。
- ② 国の要請を受け、対象となる基準に該当する事業者の登録事務のうち、国が示す登録要領に従い、周知及び登録申請の受付について協力する。

イ 住民接種の準備

- ① 国及び県の協力を得て、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができる体制を構築する。
- ② 円滑な接種の実施のために、国・県の支援の下、あらかじめ他市町村と広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外での接種を可能にするよう努める。
- ③ 速やかに住民接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。

(5) 医療

ア 医療体制の整備

国の助言等を受けて、発生時の医療体制の確保のため、保健所を中心とした二次医療圏を単位とした医療体制の整備に協力する。

イ 県内感染期に備えた医療の確保

県が実施する医療に関する対策について、県等の要請に応じ、その対策等に適宜、協力する。

- ① 県が実施する、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等の把握に協力する。
- ② 入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等で医療を提供することについて検討する。
- ③ 社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。

ウ 医療資器材の整備

国等の要請を受けて、医療機関における必要な医療資器材、県内感染期の増床の余地に関して調査を行い、医療機関と協力して確保に努める。

エ 医療機関等への情報提供体制の整備

新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するための体制の整備に努める。

(6) 市民生活及び経済の安定の確保

ア 要援護者への生活支援

県内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し、要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。

イ 火葬能力等の把握

県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

ウ 物資及び資材の備蓄等

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、又は施設及び設備を整備する。

2 海外発生期	
発生状況	1) 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 2) 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 3) 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。
目的	1) 市内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方	1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できる強力な措置をとる。 2) 国・県等と緊密な連携のもと、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関して積極的な情報収集に努める。 3) 国の指示等に沿って市内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。 4) 国からの情報提供等を受けて、海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備えた医療機関への情報提供体制の整備、診療体制の確立、市民生活及び経済活動の安定のための準備、プレパンデミックワクチンの接種等、体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制

ア 体制の強化

海外において新型インフルエンザ等が発生した場合には、本市の新型インフルエンザ等対策本部の設置に向けた準備を進める。

イ 実施体制の検討

発生状況に応じた対応をするため、特定接種・住民接種の実施のあり方についての具体策や、診療体制の整備について、地区医師会や中核的医療機関と相談の上、決定する。

(2) 情報収集・情報提供・共有

ア 情報収集

海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国等からの情報の収集を継続して行う。

イ 情報提供・共有

- ① 国、県等の情報をもとに、随時、広報や市のホームページにより市民や事業者に対し情報提供し、注意喚起を行う。
- ② 国から発出される Q&A 等により適切な情報提供を行う。

ウ 相談窓口の設置

市民からの一般的な問い合わせに対応する相談窓口を設置し、適切な情報提供に努める。

(3) 予防・まん延防止

ア 感染予防対策の実施

未発生期に引き続き、市民に対し、マスクの着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人ごみを避ける等の基本的な感染予防対策について普及、啓発する。

(4) 予防接種

ア 特定接種

国・県と連携して、本市職員を対象に、集団接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

イ 住民接種

- ① 特措法第46条に基づく市民に対する予防接種又は法第6条第3項に基づく新臨時接種について、国及び県と連携して、接種体制の準備を行う。
- ② 国が行うワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制などに関する情報の提供に協力する。

(5) 医療

ア 医療体制の整備

国、県等が実施する医療提供体制の整備等、新型インフルエンザ等対策に必要な応じて協力する。

イ 医療機関等への情報提供

国等から医療機関及び医療従事者に対する新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を得た場合には、医療機関及び医療従事者に対し、速やかに提供する。

ウ 感染性廃棄物の適正処理等

感染性廃棄物の適正な処理と作業中の感染防止について、廃棄物処理業者、関係団体に対して、周知・指導を行う。

(6) 市民生活及び経済の安定の確保

ア 要援護者への支援

新型インフルエンザ等の発生後、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ周知する。

イ 遺体の火葬・安置

国等の要請を受け、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備を行う。

ウ 事業者への対応

市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。

3 県内未発生期（国内発生早期以降）

発生状況	<p>1) 国内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。</p> <p>2) 国内では、国内発生早期又は国内感染期にある。</p> <p>国内発生早期</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。 国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。 <p>国内感染期</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。 国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。
目的	<p>1) 市内発生の早期発見に努める。</p> <p>2) 市内発生に備えて体制の整備を行う。</p>
対策の考え方	<p>1) 県内発生に備え、原則として、海外発生期の対策を継続する。</p> <p>2) 国内発生、流行拡大に伴って、国が定める方針等について必要な対応を行う。</p>

（1）実施体制

ア 体制の強化

国が決定した対策の基本的対処方針及び県の対策に基づき、県内発生早期の対策を確認する。

【 緊急事態宣言がされている場合の措置 】

速やかに市対策本部を設置する。

※緊急事態宣言がなされていない場合であっても、特措法に基づかない任意の対策本部を設置することができる。

（2）情報収集・情報提供・共有

ア 情報収集

国、県等からの新型インフルエンザ等の国内発生状況について、必要な情報を収集する。得られた情報については、速やかに市民に提供する。また、国等が行う学校、保育施設等や福祉施設における患者発生の把握に協力する。

イ 情報提供・共有

- ① 広報、市のホームページ等により、随時、国内外の発生・対応状況等を市民に周知するとともに、市民に対し、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること、個人レベルでの感染予防策、感染が疑われる又は患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。
- ② 学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

ウ 相談窓口の体制充実・強化

- ① 市民からの相談が増加してきた場合は、相談窓口の体制を強化する。
- ② 国が作成するQ&Aの改訂等があった場合は、関係機関に速やかに送付し、適切な情報提供を行う。

(3) 予防・まん延防止

ア まん延防止対策

- ① 市民に対して、引き続き、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人ごみを避けること等の基本的な感染対策の実践を強く要請する。
- ② 県が実施する患者への対応（治療・入院措置）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）等について、必要に応じて協力する。

(4) 予防接種

ア 特定接種

国・県と連携して、本市職員を対象に、集団接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

イ 住民接種

- ① 国が接種順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえて決定した接種順位に従い、ワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に基づき接種を開始するとともに、接種に関する情報提供を開始する。
- ② 接種の実施に当たり、国、県及び市医師会と連携して、保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として集団的接種を行う。

【 緊急事態宣言がされた場合の措置 】

国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(5) 医療

ア 医療体制の整備

県と協力して、「帰国者・接触者外来」における診療体制や、「帰国者・接触者相談センター」における相談体制を市のホームページ等で周知する。

イ 医療機関等への情報提供

国等から医療機関及び医療従事者に対する新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を得た場合には、医療機関等に対し、速やかに提供する。

ウ 感染性廃棄物の適正処理等

感染性廃棄物の適正な処理と作業中の感染防止について、廃棄物処理業者、関係団体に対して、周知・指導を行う。

(6) 市民生活及び経済の安定の確保

ア 要援護者への支援

新型インフルエンザ等の発生が国内で確認されたことを要援護者や協力者へ周知する。新型インフルエンザ等に罹患し、在宅で療養する場合、支援が必要な患者からの要請があった場合には、県と連携し、関係団体と協力しながら可能な範囲で支援を行う。

イ 遺体の火葬・安置

国等の要請を受け、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備を行う。

ウ 事業者への対応

従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策の実施について、関係団体を通じるなどして、事業者への要請を行う。

4 県内発生早期	
発生状況	<p>1) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内の患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</p> <p>2) 国内では、国内発生早期又は国内感染期にある。</p> <p>国内発生早期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。 ・国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。 <p>国内感染期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。 ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。 ・国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。
目的	<p>1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。</p> <p>2) 患者に適切な医療を提供できるよう医療機関と連携を図る。</p> <p>3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。</p>
対策の考え方	<p>1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。</p> <p>2) 医療体制や積極的な感染対策について周知するとともに、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため市民への積極的な情報提供を行う。</p> <p>3) 国から提供される症状や治療に関する臨床情報について、医療機関等に速やかに提供する。</p> <p>4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施するよう要請する。</p> <p>5) 県内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、社会機能の維持のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。</p> <p>6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに、かつ多くの市民に接種する。</p>

(1) 実施体制

ア 体制の強化

国内発生早期又は国内感染期において、国が決定した対策の基本的対処方針に基づき、対応する。

【緊急事態宣言がされた場合の措置】

速やかに市対策本部を設置するとともに、県の情報をもとに必要な対策を着手する。

(2) 情報収集・情報提供・共有

ア 情報収集

国、県等からの新型インフルエンザ等の国内発生状況について、必要な情報を収集する。得られた情報については、速やかに市民に提供する。また、学校、保育施設等や福祉施設における患者発生の把握を強化する。

イ 情報提供・共有

- ① 広報、市のホームページ等により、随時、国内外の発生・対応状況等を市民に周知するとともに、市民に対し、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること、個人レベルでの感染予防策、感染が疑われる又は患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。
- ② 学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

ウ 相談窓口の体制充実・強化

- ① 市民からの相談が増加してきた場合は、相談窓口の体制を強化する。
- ② 国が作成するQ&Aの改訂等があった場合は、関係機関に速やかに送付し、適切な情報提供を行う。

(3) 予防・まん延防止

ア まん延防止対策

- ① 県が実施する患者への対応（治療・入院措置）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）等について、必要に応じて協力する。
- ② 関係団体等の協力を得て、又は直接市民、事業者等に対して以下の対応を行う。
 - a 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
 - b 事業者に対し、新型インフルエンザ等の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨、職場における感染対策の徹底を要請する。
 - c 学校の設置者に対し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じ、国が示す学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を周知するとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう要請する。
 - d 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
 - e 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等に対し、施設内の感染対策を強化するよう要請する。

(4) 予防接種

ア 特定接種

国・県と連携して、本市職員を対象に、集団接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

イ 住民接種

- ① 国の決定に従い、優先接種対象者、接種順位等に関する情報、予防接種の具体的なスケジュールや接種場所、方法について周知する。
- ② 国、県及び市医師会と連携して集団的接種を行う。

【 緊急事態宣言がされている場合の措置 】

国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(5) 医療

ア 医療体制の整備

県と協力して、引き続き、「帰国者・接触者外来」における診療体制や、「帰国者・接触者相談センター」における相談体制を市のホームページ等で周知する。

イ 医療機関等への情報提供

国等から新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を得た場合には、引き続き、医療機関及び医療従事者に対し、速やかに提供する。

ウ 感染性廃棄物の適正処理等

感染性廃棄物の適正な処理と作業中の感染防止について、廃棄物処理業者、関係団体に対して要請を行う。

(6) 市民生活及び経済の安定の確保

ア 要援護者への支援

新型インフルエンザ等の発生が県内で確認されたことを要援護者や協力者へ周知する。新型インフルエンザ等に罹患し、在宅で療養する場合、支援が必要な患者からの要請があった場合には、県と連携し、関係団体と協力しながら可能な範囲で支援を行う。

イ 遺体の火葬・安置

国等の要請を受け、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備を行う。

ウ 事業者の対応

市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するよう引き続き要請する。

エ 市民・事業者への呼びかけ

市民に対し、食料品、生活必需品等の購入時における適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

【 緊急事態宣言がされている場合の措置 】

(1) 水の安定供給

水道事業者である市は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 生活関連物資等の価格の安定等

市民生活及び経済活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視を行うとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口を設置する。

5 県内感染期	
発生状況	<p>1) 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む）。</p> <p style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">国内感染期</p> <ul style="list-style-type: none"> • 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。 • 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。 • 国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。
目的	<p>1) 医療体制を維持する。</p> <p>2) 健康被害を最小限に抑える。</p> <p>3) 市民生活及び経済活動への影響を最小限に抑える。</p>
対策の考え方	<p>1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。</p> <p>2) 県内の発生状況等から、実施すべき対策の判断を行う。</p> <p>3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。</p> <p>4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。</p> <p>5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし、健康被害を最小限にとどめるよう連携を図る。</p> <p>6) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活及び経済活動の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続するよう要請する。また、その他の社会活動をできる限り継続するよう関係機関と連携を図る。</p> <p>7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制への負荷を軽減するため、住民接種をできるだけ速やかに実施する。</p> <p>8) 状況の進展に応じて、国と連携を図りながら、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。</p>

(1) 実施体制

ア 体制の強化

県が国と協議の上、県内感染期に入ったことを宣言した場合は、速やかに特措法に基づかない任意の市対策本部を設置し、県の対策に準じ、必要な対策を推進する。

【 緊急事態宣言がされている場合の措置 】

新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法（第38条又は第39条）の規定に基づく代行、応援等の措置を活用する。

(2) 情報収集・情報提供・共有

ア 情報収集・共有

- ① 国、県等からの新型インフルエンザ等に関する情報の収集を継続する。
- ② 市内及び近隣の患者発生状況や社会・経済活動の状況に関する情報を収集する。

イ 情報提供

- ① 市内外の発生状況等について、広報、ホームページ等により市民に周知する。
- ② 新型インフルエンザ等に対する冷静な対応等について呼びかける。
- ③ 情報提供にあたっては、特に個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者になった場合の対応（受診の方法等）を周知する。さらに、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

ウ 相談窓口の継続・強化

- ① 相談窓口の体制を継続・強化する。
- ② 国が作成するQ&Aの改訂版等があった場合は、関係機関に速やかに送付する。また、相談窓口で活用し、適切な情報提供を行う。

(3) 予防・まん延防止

ア まん延防止対策

- ① 県が実施する患者への対応（治療・入院措置）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）等について、必要に応じて協力する。
- ② 関係団体等の協力を得て、又は直接市民、事業者等に対して以下の対応を行う。
 - a 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
 - b 事業者に対し、新型インフルエンザ等の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨、職場における感染対策の徹底を要請する。
 - c 学校の設置者に対し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じ、国が示す学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を周知するとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう要請する。
 - d 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
 - e 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等に対し、施設内の感染対策を強化するよう要請する。

(4) 予防接種

ア 特定接種

県内発生早期の対策（特定接種）を継続する。

イ 住民接種

予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

【 緊急事態宣言がされている場合の措置 】

国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(5) 医療

ア 医療体制の整備

急速に患者が増加する場合等、国、県が決定した対策の基本方針に基づき、帰国者・接触者外来を指定した診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。

イ 患者への対応等

医師がファクシミリ等により抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行・送付することについて、国が示す対応方針を関係機関に周知する。

ウ 医療機関等への情報提供

国等から医療機関及び医療従事者に対する新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を得た場合には、医療機関等関係機関に対し、速やかに提供する。

【 緊急事態宣言がされている場合の措置 】

県は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、症状は比較的軽度であるが、在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。市は、医療の提供にあたり協力する。

(6) 市民生活及び経済の安定の確保

ア 要援護者への支援

新型インフルエンザ等の発生段階が県内感染期に移行したことを要援護者や協力者へ周知する。新型インフルエンザ等に罹患し、在宅で療養する場合、支援が必要な患者からの要請があった場合には、県と連携し、関係団体と協力しながら可能な範囲で支援を行う。

イ 遺体の火葬・安置

国等の要請を受け、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備を行う。

ウ 事業者の対応

市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するよう引き続き要請する。

エ 市民・事業者への呼びかけ

市民に対し、食料品、生活必需品等の購入時における適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

【 緊急事態宣言がされている場合の措置 】

(1) 水の安定供給

消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 生活関連物資等の価格の安定等

ア 市民生活及び経済活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視を行うとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

イ 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

ウ 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるとき、適切な措置を講ずる。

(3) 要援護者への生活支援

国からの要請に応じ、県と連携し、関係機関の協力を得ながら、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等を実施する。

(4) 埋葬・火葬の特例等

国・県の要請を受け、可能な限り火葬炉を稼働させるよう協力する。

6 小康期	
発生状況	1) 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準で留まっている状態。 2) 大流行は一旦終息している状況。
目的	1) 市民生活及び経済活動の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方	1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療提供体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 2) 第一波の終息及び第二波の発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。 3) 情報収集の継続により、国が行う第二波の発生の早期探知に協力する。 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

ア 基本的対処方針の変更

国が基本的対処方針を変更した場合は、その対処方針に基づき措置を縮小・中止する。

イ 市対策本部の廃止

緊急事態解除宣言がされたときには、速やかに市対策本部を廃止する。(任意で設置した市対策本部は、小康期移行時等に廃止する。)

(2) 情報収集・情報提供・共有

ア 情報収集

- ① 国・県等の新型インフルエンザ等の発生動向や関連情報を収集する。
- ② 小中学校、保育施設、福祉施設等をはじめ、市内における患者の発生状況を確認する。

イ 情報提供・共有

- ① 流行の第二波に備え、市民に必要な情報を提供する。
- ② 相談窓口等に寄せられた問い合わせや関係機関等から寄せられた情報等についてとりまとめ、必要に応じて国、県、他市町村に提供することで、情報の共有化を図る。

ウ 相談窓口の縮小

発生状況を踏まえて、相談窓口を縮小する。

(3) 予防・まん延防止

ア 市内での感染

市民に対し、マスクの着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人ごみを避ける等の基本的な感染予防対策の周知を継続する。

(4) 予防接種

ア 住民接種

流行の第二波に備え、緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種（住民接種）を進める。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

国・県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を進める。

(5) 医療

ア 医療体制の確保

国・県と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻すよう周知する。

(6) 市民生活及び経済の安定の確保

ア 市民・事業者への呼びかけ

必要に応じ、市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入にあたって適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止

県内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止をする。

《別紙1 発生段階ごとの主な対策の概要》

	1 未発生期	2 海外発生期	3 県内未発生期～ 4 県内発生早期	5 県内感染期	6 小 康 期
対策の考え方	・発生に備えた体制整備	・市内発生に備えた体制整備 ・情報収集の強化	・市内での感染拡大の抑制 ・患者への適切な医療の提供 ・感染拡大に備えた体制整備	・医療体制の維持 ・健康被害を最小限に抑制 ・市民生活・経済活動への影響を最小限に抑制	・市民生活・経済活動の回復 ・流行の第二波への準備
実施体制	●市行動計画の作成・見直し ●平素からの情報交換、連携体制確認、訓練実施		◎市対策本部の設置 (緊急事態宣言)	●市対策本部の設置	◎市対策本部の廃止 (緊急事態解除宣言)
情報提供・共有 情報収集	●市ホームページ等を利用した継続的な情報提供	●複数の媒体、機関を活用した情報提供・注意喚起 ●関係機関と情報共有 ●相談窓口の設置			●相談窓口の縮小
予防・まん延防止	●個人レベルでの対策の普及 ●職場対策の周知 ●特定接種体制の構築 ●住民接種体制の構築	●特定接種の実施 ●住民接種の準備	●まん延防止対策の実施 ●外出の自粛要請 ●供給が可能になり次第住民接種の実施		
医療	●医療資器材の確保等	●医療機関等への情報提供	●帰国者・接触者外来の周知 ●帰国者・接触者相談センターの周知	●原則として全ての一般の医療機関での診療 ◎臨時の医療施設の設置	●通常の医療体制
市民生活・ 経済活動の安定の確保	●高齢者等の要援護者への生活支援等の対応の検討 ●必要な医薬品その他物資等の備蓄、施設設備の整備 ●火葬能力等の把握・検討	●要援護者等への周知 ●各事業者職場における感染対策の準備について周知 ●一時的に遺体を安置する施設等の確保の準備	●要援護者等への支援 ●各事業者職場における感染対策の実施 ●市民・事業者生活必需品等の買占め・売惜しみが生じないよう要請 ◎水の安定供給 ◎生活関連物資等の価格の安定	◎要援護者への支援	◎状況に応じた緊急事態措置の縮小・中止

◎は、緊急事態宣言時のみ実施 ●は、緊急事態宣言がされていない場合でも実施

*** インフルエンザウイルス**

抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

*** 感染症指定医療機関**

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。
- 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

*** 帰国者・接触者外来**

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。都道府県が地域の实情に応じて決定する。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が診られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

*** 帰国者・接触者相談センター**

新型インフルエンザ等の発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

*** 抗インフルエンザウイルス薬**

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

*** 指定届出機関**

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

* **指定（地方）公共機関**

指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会（NHK）その他の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人（特措法第2条第6号）。

指定地方公共機関

都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外で、都道府県知事が指定する法人（特措法第2条第7号）。

* **新型インフルエンザ**

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

* **新型インフルエンザ等緊急事態宣言**

政府対策本部長が、特措法第32条に基づき、季節性インフルエンザと比較して重篤症例の発生頻度が高いと認められる新型インフルエンザ等が国内で発生し、感染拡大を防ぐことが困難と判断した場合に宣言する。

* **新感染症**

感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

* **新臨時接種**

予防接種法第6条第3項に規定する臨時の予防接種をいう。予防接種法第2条第3項に規定するB類疾病のうち当該疾病にかかった場合の病状の程度を考慮して、厚生労働大臣が、まん延予防上緊急の必要があると認めるときに、その対象者及びその期日又は期間を指定して行う臨時の予防接種である。

* **政府対策本部**

新型インフルエンザ等の発生が認められた場合、内閣総理大臣を本部長として臨時に内閣に設置される対策本部をいう。

* **登録事業者**

医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の登録を受けている事業者。

* **濃厚接触者**

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定する新型インフルエンザ等に「かかっていると疑いに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。）

* **パンデミックワクチン**

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

* **病原性**

新型インフルエンザ対策においては、人がウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制性などを統合した表現。

* **プレパンデミックワクチン**

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

* **致命率**

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

* **鳥インフルエンザ**

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

蒲郡市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年9月10日

蒲郡市市民福祉部健康推進課

蒲郡市浜町4番地

TEL 0533-67-1151